

れいわ ねんど だい かい
令和3年度 第2回

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいぜんたいかい
茨木市障害者地域自立支援協議会全体会

ぎ だい
議 題

① 令和3年度連続講座「ちいきで暮らそう～文化・芸術・スポーツ編～」について

② 令和3年度 地域生活支援拠点等の取組状況について

③ 進路マップについて

④ 東保健福祉センターの運営状況について

【その他】新型コロナウイルス禍における工夫・他機関への情報共有について

【参考資料】茨木市障害者地域自立支援協議会の概要について

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
茨木市障害者地域自立支援協議会

①令和3年度連続講座「ちいきで暮らそう～文化・芸術・スポーツ編」について

…資料1 (P1～4)

発表者:慶徳会障害者相談支援センター 江越氏

②令和3年度 地域生活支援拠点等の取組状況について

…資料2 (P5～10)

発表者:福祉総合相談課

③進路マップについて

…資料3 (P11～12)

発表者:JSN横田氏

④東保健福祉センターの運営状況について

…資料4 (P13～14)

発表者:福祉総合相談課

⑤新型コロナウイルス禍における工夫・他機関への情報共有について

…その他資料

茨木市障害者地域自立支援協議会の概要について

…参考資料

ぎだい しりょう
議題Ⅰ(資料Ⅰ)

れいわ ねんどれんぞくこうざ
令和3年度連続講座「ちいきで暮らそう～文化・
げいじゆつ へん
芸術・スポーツ編～」について

令和3年度「ちいきで暮らそう～文化・芸術・スポーツ編～」

ぶかい ぴーていーめい 部会・PT名	けんしゅうけいはつ 研修啓発プロジェクトチーム
さんかきかん 参加機関	しょうがいふくしか ふくしそごうそうだんか そうだんしえんせんたー ひまわり、そうだんしえん 障害福祉課、福祉総合相談課、相談支援センター ひまわり、相談支援 せんたー ゆうあい、けいとくかいしょう しゃそうだんしえんせんたー センターゆうあい、慶徳会障がい者相談支援センター

◆背景・目的

こんねんど じこく かいさい げいじゆつ とお しょうがいりかい
 今年度は自国でのオリンピック開催にちなんで、スポーツや芸術を通して障害理解

ふか けいはつ かか げいじゆつ かん しょうがいしゃ
 を深めて啓発につなげていくことをテーマとして掲げ、芸術に関しては「障害者による

ぶん かげいじゆつかつどう すいしん かん ほうりつ しゅし ふ かんせんしょうかくだいぼうし はいりよ
 文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて感染症拡大防止に配慮しつつ

ぜん かい れんぞくこうざ きかく こんねんど じっし れいねんどお
 全3回の連続講座を企画することになった。また、今年度の実施にあたっては例年通り

しょうがいふくし じぎょうしよれんらくかい しゅうちかつどう きょうりよく じりつしえんきょうざかい
 に障害福祉サービス事業所連絡会による周知活動などの協力や自立支援協議会

けんしゅうけいはつぴーていー きかくしよ かうどうほうしん もくてき がっち ぜんてい きかくりつあん
 (研修啓発PT) 企画書の活動方針、目的に合致することを前提として、企画立案の

だんかい しょうがいふくし さんかく え けんしゅうかい じっし うえ
 段階から障害福祉センターハートフルの参画を得てオンライン研修会を実施する上で

せんもんてき ぎじゆつ ちしき すす かつ かん ちしき ていきょう きざいなど ていきょう う きょうどう
 の専門的な技術や知識、進め方に関する知識の提供、機材等の提供を受けて共同

かいさい いた
 開催に至った。

とりにくみないよう ◆取組内容

じょうき はいけい もくてき い か とりにくみ じっし
上記の背景や目的のため、以下の取組を実施した。

こんねんと
今年度は、「ちいきで暮らそう～文化・芸術・スポーツ編」というテーマで障害理解を

ふか じょうほうはっしん もくてき ぜん かい れんぞくこうざ じっし
深めて情報発信することを目的として、全3回の連続講座を実施した。

れんぞくこうざだい かいめ じゅう じ こひょうげん げいじゅつ さいのもとや みりよく
連続講座第1回目は「もっと自由に!自己表現としての芸術!～道祖本焼きの魅力

かのうせい
と可能性について～」というテーマで茨木市豊川にあるアトリエ信の陶芸療法士中村

せんせい こうし まね しょうがい かた せってん どうげい はじ どうげい
先生を講師としてお招きして、障害のある方との接点、陶芸を始めたきっかけ、陶芸

りょうほうし こんご かつどう さいのもとや しょうがい はな かいじょう
療法士について、今後の活動、道祖本焼きの紹介などについてお話しいただき、会場

さんかしゃ さんかしゃ ふく めい かた さんか もよう
参加者やオンライン参加者を含めて 35名の方にご参加いただいた。また、その模様を

どうがはいしん いっぱんこうかい どうじつさんか かた さんか かた ふ かえ
動画配信サイトにて一般公開し、当日参加できなかった方や参加された方の振り返り

ば
の場とすることができた。

だい かい じっさい どうげいたいけんかい かいさい どうじしゃ しえんきかん いっしょ こうりゅう きかい
第2回は実際に陶芸体験会を開催して当事者と支援機関が一緒に交流する機会を

も さくひんづく たの どうげい とお ぶん かけいじゅつ みりよく かん
持ち、作品作りを楽しみながら陶芸を通し文化芸術の魅力について感じていただける

じっし さくひんかんせいご まいとしかいさい らいねん げつ
ように実施した。また、作品完成後にはハートフルで毎年開催されている来年1月に

かいさい てん しゅってん しょうがいしゃ つく さくひん ひとり さっか
開催のオールブリュット展に出展し、障害者が作った作品ではなく一人の作家として

す ば さくひんづく さんか かた らいじょうしゃ つた いばらきし
素晴らしい作品作りができることを参加された方や来場者に伝えていき、茨木市の

ぶんか げいじゅつかつどう はってん
文化・芸術活動の発展につなげていきたい。

だい かい たいけん く なか
第3回はポッチャ体験として、「暮らしの中にスポーツを…みんなでやってみよう!ポツ

「チャ!」というテーマで生活介護事業所や支援者が参加され、支援者が障害者スポーツに触れる機会を通して身近に感じて日々の支援の一つとして提案し、当事者の方にも活動の場所の紹介やルールブックを配布し日々の生活の中で楽しめるよう提案することができた。

次年度以降についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、市民、支援関係者に障害理解を深めていけるよう活動に協力させていただきたい。

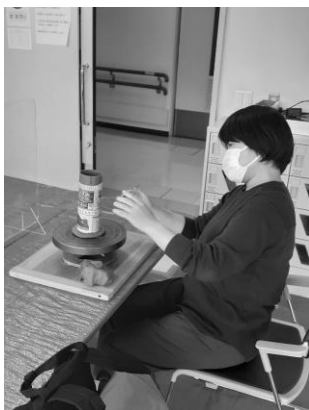
◆ご意見いただきたいこと

就労や教育、保健、障害福祉サービス提供事業者などの各専門分野の皆様や市民委員の方々より、障害に関する身近な困りごと、相談を受けたこと、理解を深めたいことなど啓発してほしい内容があればご助言いただき、次年度の参考にさせていただきたい。

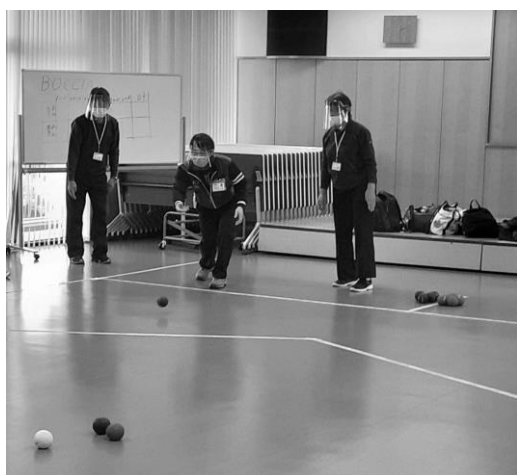
ちいきで暮らそう

～文化・芸術・スポーツ編～

第2回 「もっと自由に！自己表現としての芸術！」
～道祖本焼き(さいのもとやき)の魅力と可能性について～ 陶芸体験会
令和3年 10月19日 11月16日 開催



第3回 暮らしの中にスポーツを…みんなでやってみようポッチャ！」 体験会
令和3年 11月12日 開催



ぎだい しりょう
議題2(資料2)

れいわ ねんど ちいきせいかつしえんきよてんとう とりくみじょうきょう
令和3年度 地域生活支援拠点等の取組状況
について

■茨木市版地域生活支援拠点等の整備について

本市では、地域生活を支援するための機能を備えた複数の事業所等が連携しつながることで、障害者等の地域での生活を支援する体制の整備を行いました（面的整備型）。

➤ 拠点等を整備することで目指すもの

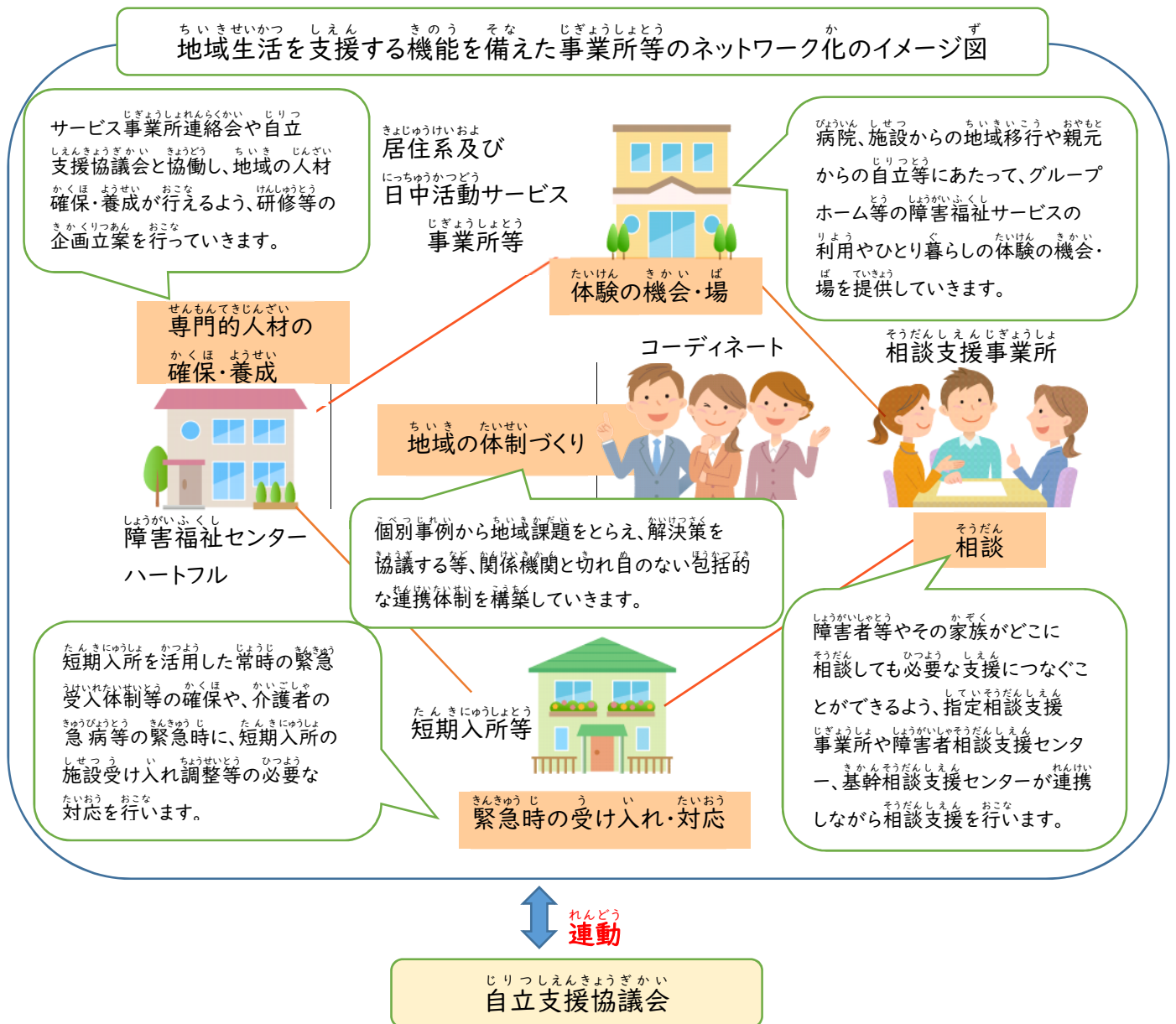
障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等やその家族が安心して地域で暮らしていくために、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目指します。

➤ 効果的な拠点等の運営の継続

自立支援協議会の機能を活用して地域全体で検討すべき課題の解決に向けた協議を行う等、拠点等の運営が効果的・効率的になされているか、効果検証を行っています。

➤ 今後のスケジュール

5つの機能を充実させ、障害者等の地域生活を、複数の事業所等が連携し、つながり（面的）、支えていくために、令和3年度は試行期間として取り組み、令和4年度からの本格運用に向けてすすめていきます。



令和3年度の地域生活支援拠点等の取組状況について

1 現在の取組状況

令和4年度の本格的施行に向け、各圏域(北・南・東・西・中央)からそれぞれ1ケース、計5ケースで試行的取組を実施しています。

試行的取組では、地域生活支援拠点等の趣旨に沿った支援計画の記載方法、緊急時受け入れの際に必要な情報項目やそれぞれの機能に関するアセスメント様式の検討などを行っています。

9月の相談支援部会で試行的取組の中間発表を行い、取組の進捗状況の共有を行いました。

引き続き、令和4年度の本格的施行に向け、検討を行ってまいります。

2 機能毎の評価

(1) 相談・緊急時の対応について

① 現状及び進捗状況

本市では地域生活支援拠点等の現在の対象者は、計画相談支援利用者としているため、地域生活支援拠点等に関する最初の相談窓口は担当の相談支援専門員となります。

今年度は、試行的取組のケースを通じ、担当の相談支援専門員、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援センターが連携し、緊急時の連絡体制の確保や必要なサービスの調整、地域移行やおやもと親元からの自立に向けた支援などの運用について検討を行っています。

本格運用後も担当の相談支援専門員を障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援センターが必要に応じてサポートを行ってまいります。

※障害者基幹相談支援センターは、障害者やその家族などの総合的な相談窓口
や権利擁護（虐待防止や成年後見人制度など）を行う機関です。

また、市内の関係機関と連携を行い、地域の相談支援体制の強化なども行っ
ています。

※障害者相談支援センターは、障害者やその家族などからの様々な相談に対
し、必要な情報の提供や福祉サービスの利用調整など地域の生活に必要な支援
を行う機関です。本市では市内を14か所に分け、それぞれの地域を担当してい
ます。

② 課題

介護者が入院した場合など、緊急に受入先を確保する必要が発生
した場合、初期対応は担当の相談支援専門員が行うことになりま
すが、相談支援専門員と連絡が取れない場合に、本人の必要な情報
（本人の特性、服薬状況など）を適切に把握し、受入先に提供する
方法について、検討を行う必要があります。

また、計画相談支援を利用していない人の中にも緊急時等の対応
が必要となる可能性が高い人がいるため、その人をいかに把握し、
緊急時の対応方法や計画相談支援の利用へ繋げる方法についても
検討が必要です。

③ 今後の見通し

緊急時等に必要な情報の記載内容や記載方法について、検討を
すすめてまいります。

また、緊急時対応の受入先である短期入所事業所等との調整も
すすめてまいります。

(2) 体験の機会・場

① 現状及び進捗状況

体験の場として、グループホームだけではなく、市がウイークリーマンションを契約し、体験の場として利用できるような仕組みの検討及び実施に向けた準備を進めているところです。

② 課題

グループホームでの体験については、運営する事業所等との調整が必要と考えておりますので、早期に調整を進める必要があります。また、ウイークリーマンションの確保については、事業の実施や契約方法などの調整に時間を要している状況です。

③ 今後の見通し

体験の機会・場を提供できるよう、事業実施に向けて、関係機関等と調整を行ってまいります。

(3) 専門的人材の確保・養成

① 現状及び進捗状況

障害福祉センターハートフルを中心として、障害者地域自立支援協議会の研修・啓発プロジェクトチーム、障害福祉サービス事業所連絡会と連携し、福祉人材の確保・育成に関する研修等の企画・運営を行っています。

② 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式での研修等の実施が困難であることを受け、リモート形式での研修や人数を絞った実施を余儀なくされています。

③ 今後の見通し

さらに実効的な研修機能とするため、事業所連絡会との連携を強化し、より支援現場の人材育成ニーズに近い内容の研修等を実施していけるよう、体制を構築します。

(4) 地域の体制づくり

① 現状及び進捗状況

現在、4か月に1回程度、障害者基幹相談支援センターと圏域毎の障害者相談支援センターで会議を開催しています。

その場を活用し、地域生活支援拠点等や通常支援を行う中で把握した地域課題や社会資源などについて検討を行う予定として
います。

② 課題

相談支援専門員が担当しているケースを通じて感じる様々な課題をどのような方法で集約し、検討の場に反映させるかが課題とな
っています。

③ 今後の見通し

相談支援専門員に過度の負担にならないよう、支援の中で出た課題等の把握方法について検討を行ってまいります。

3 地域生活支援拠点等の機能の検証・検討を行う場について

第6期障害福祉計画において、年に1回以上、地域生活支援拠点等の機能について、運用状況の検討・検証を行うことを目標としています。

国においても、地域生活支援拠点等を運用する中で明らかになった課題等は、障害者地域自立支援協議会等を活用し、地域のニーズや課題に
こたえられているかなどを継続的に検証・検討を行う必要があると
示しています。

そのため、本市においては、茨木市障害者地域自立支援協議会との連携を図るため、令和4年度に拠点プロジェクトチームを立ち上げる予定として
おります。

拠点プロジェクトチームでは、地域生活支援拠点等の各機能が適切に運用されているかを把握するとともに、その運用状況について茨木市障

がいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ていれいかい ば けんしょう けんとう おこな
被害者地域自立支援協議会・定例会の場で検証・検討を行いたいと
かんが
考えております。

いいん みなさま いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ちいきせいかつ
委員の皆様には、茨木市障害者地域自立支援協議会に地域生活
しえんきよてんとう きのう けんしょう けんとう きよてん
支援拠点等の機能の検証・検討を行うため、拠点プロジェクトチームを
た あ あん いけん おも
立ち上げる案につきまして、ご意見をいただきたいと思います。おも

※プロジェクトチームは、課題解決やネットワークづくりに向けて一定期間、話し合
いをする集まりです。

ぎだい しりょう
議題3 (資料3)

しんろ
進路マップについて

進路マップについて

ぶかい びーていーめい 部会・PT名	しゅうろうしえんぶかい 就労支援部会
さんかきかん 参加機関	いばらき いばらき せつしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ハローワーク茨木、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、 いばらきしえんがっこう こうとうしえんがっこう 茨木支援学校、とりかい高等支援学校、 しゅうろうしえんせんたー おんわーく いばらき きえん 就労支援センター オンワーク、JSN茨木、かしの木園 いたくそうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえんせんたー あいのりょういくえん 委託相談支援事業所（相談支援センター 藍野療育園） しょうこうろうせい か しょうがいふくしか ふくしそごうそうだんか 商工労政課、障害福祉課、福祉総合相談課

◆ 背景・目的

「働きたい」と希望をもった時にどのような機関に相談したら良いか、どのような

方法で目指せば良いかわからないという声を聴くことがあった。情報発信がで

来ていないことが地域課題として存在すると部会として判断をし、作成に当

たった。

作成するにあたって、まずは就労への道筋を知ってもらうこと、関心を持った人が

相談機関等につながることを目的に作成している。そのため、マップの情報は最小限

にしている。

障がいのある方、障がいのある方の家族、小・中学校の支援級に通う生徒の家族

や担当教諭、相談支援事業等を対象としている。

◆ とりにくみないよう 取組内容

しんろ はいふ かんけいきかん ちようせいちゆう
進路マップの配布するために関係機関と調整中です。

- ・がつまつ いばらきしえんがっこう きようゆ こうとうしえんがっこう きようゆ はいふ お
10月末までに茨木支援学校の教諭、とりかい高等支援学校の教諭への配布を終
えています。

- ・しょう ちゆうがっこう しえんきゆう たんとうきようゆ せいと かぞく はいふ けんとう げんざい
小・中学校の支援級の担当教諭、生徒の家族への配布を検討しています。現在、
かんけいきかん きようぎちゆう
関係機関と協議中です。

- ・そうだんしえんじぎょうしょ そうだんいん かた はいふ よてい せつめいかいどう じっし
相談支援事業所の相談員の方に配布予定です。説明会等の実施をするために
きかくりつあんちゆう
企画立案中です。

◆ いけん ご意見いただきたいこと

とりにくみないよう らん きさい きかんいがい しんろ はいふ おも
取組内容の欄に記載した機関以外で進路マップの配布をするとよいと思われる

きかんとく いけん あわ しんろ はいけん いただ かんそう
機関等があればご意見をください。併せて進路マップを拝見して戴いたご感想、ご

いけん き
意見をお聞かせください。

障がいのある方の 進路マップ

中学段階からの進路候補

- 01 茨木支援学校高等部
茨木市西福井4-5-5
072-643-6951
地域の特別支援学校
職業コース設置
特別支援学校高等部の卒業資格が取得できる
- 02 とりかい高等支援学校
摂津市島飼上1-1-15
072-654-9235
職業学科設置の府立高等支援学校5校のうちの1校
入学者選抜試験あり、療育手帳必須
特別支援学校高等部の卒業資格が取得できる
- 03 高等学校知的障がい生徒共生推進教室
千里星高校、北摂つばさ高校など府立高校内10教室
入学者選抜試験あり、療育手帳必須
特別支援学校高等部の卒業資格が取得できる
- 04 高等学校知的障がい生徒自立支援コース
園芸高校、阿武野高校、柴島高校など府立に9校
大阪市立2校
入学者選抜試験あり、療育手帳必須
高等学校の卒業資格が取得できる



就労に関わる専門支援機関

- 05 ハロワーク茨木（専門援助部門）
茨木市東中条1-12
072-623-2551（部門コード42#）
職業相談、紹介、斡旋
- 06 大阪障害者職業センター
大阪市中央区久太郎町2-4-11 4F
06-6261-7005
職業相談、職業評価、職業準備支援
- 07 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター
摂津市学園町2-9-28
072-665-7670
就労支援、就労に関わる生活面の支援
- 08 茨木市就職サポートセンター
茨木市駅前3-8-13茨木市役所本館7階商工労政課内
072-620-1620
就労の相談、支援
- 09 茨木市立障害者就労支援センターかしの木園
茨木市春日1-15-22
072-626-5910
訓練事業、就労の促進
- 10 三島地域若者サポートステーション
高槻市高槻町4-17
072-668-4632
就労の相談、職場体験

次なる
茨木へ。

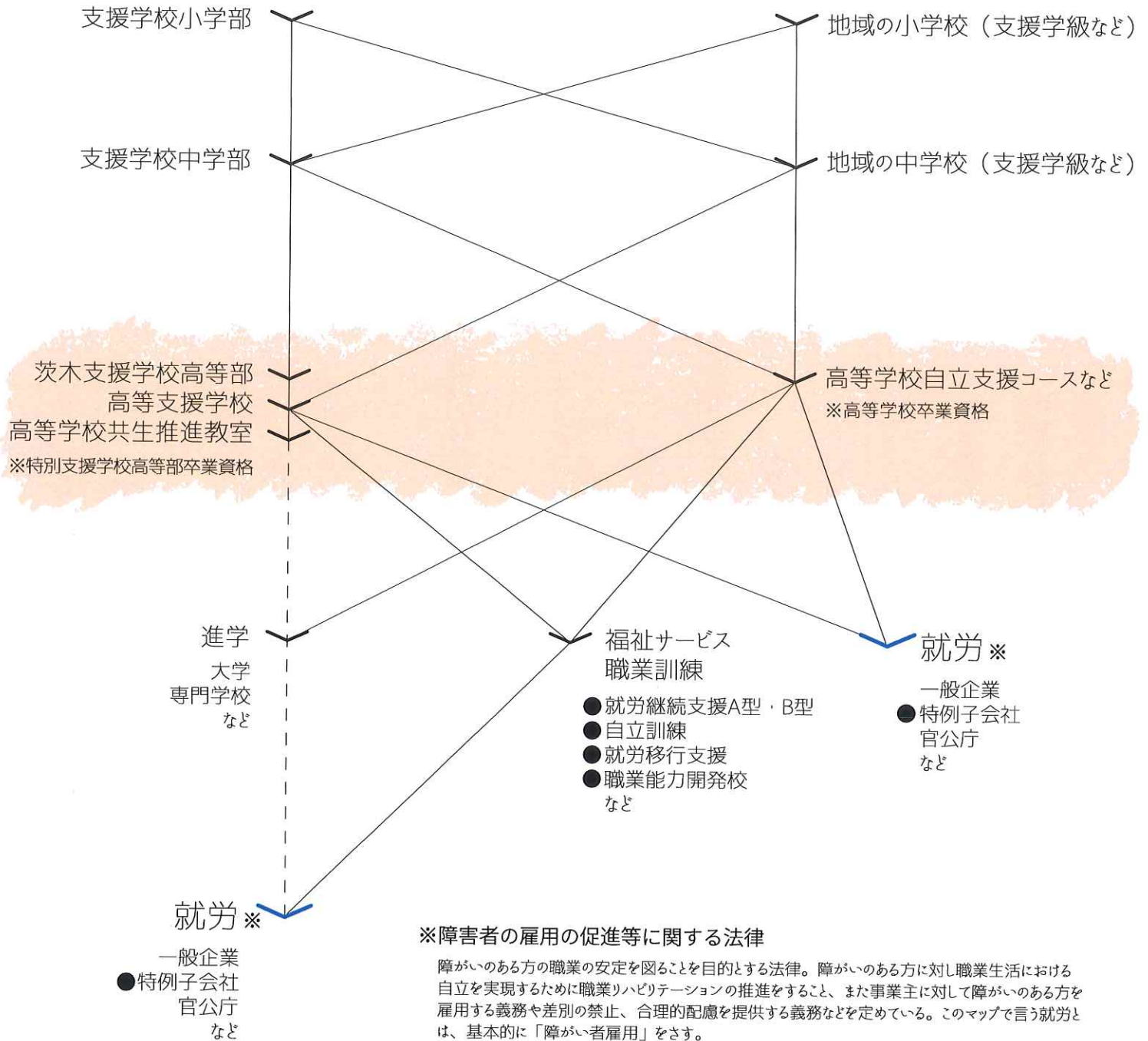


茨木市障害者地域自立支援協議会就労支援部会



このリーフレットは、茨木市在住で障がいがある方が
小学校段階から就労まで進んでいく道筋や関連
する機関名などを一覧にしたものです。近年、中
学校段階からの進路先が複雑で多様になり、迷う
方が増えていると聞きます。皆さんが「将来を想
像しやすいように」「より良い進路選択ができて
ように」と願いを込めて作成しました。

就労への ながれ



● 就労継続支援A型・B型

就労が困難な方を対象に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び、最低賃金が保障される「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。

● 自立訓練

身体機能の回復や維持、生活能力の向上や維持のための訓練を行う。24ヶ月の利用期限がある。

● 就労移行支援

就労をめざす方を対象に、必要な知識及び能力の向上のための支援や就労後の職場定着のための支援を行う。24ヶ月の利用期限がある。

● 職業能力開発校

障がいのある方を対象とした訓練科目を設置して職業訓練を行う。

● 特例子会社

障がいのある方の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別な配慮をした子会社。

ぎだい しりょう
議題4(資料4)

ひがしほけんふくし うんえいじょうきょう
東保健福祉センターの運営状況について

ひがしほけんふくし うんえいじょうきょう 東保健福祉センターの運営状況について

ちくほけんふくし 1 地区保健福祉センターとは

じゅうみん かたがた みぢか ばしよ そうだんまどぐち せんもんちしき も
住民の方々から「身近な場所に1つの相談窓口で、専門知識を持った
そうだんいん そうだん こえ しな い けんいき かく しよ ちいき
相談員に相談したい」との声があったため、市内5圏域に各1か所、地域
そうだんきよてん せっち すす
の相談拠点として設置を進めています。

れいわ ねんど しよめ ひがしけんいき かいせつ じゅんじかいせつ よてい
令和3年度は、1か所目として東圏域で開設し、順次開設を予定してい
ます。

たしよくしゅれんけい 2 多職種連携について

おな じむしよ せんもんぶんや しょうがい こうれい ほけん こそだ ちいき
同じ事務所にそれぞれの専門分野（障害・高齢・保健・子育て・地域づ
くりなど）を担当する職員が配置されているため、担当分野以外で分から
たんとう しよくいん はいち たんとうぶんやいがい わ
ないことについての相談・連携が行いやすい環境にあります。

そのため、さまざまな課題を抱える世帯を支援する場合にも、他の専門職と
れんけい ようい せんもんしよく も けいけん ちしき い
連携することが容易となり、それぞれの専門職が持つ経験や知識を活か
やくわりぶんたん おこな かだいかいけつ つな じれい
し、役割分担を行うことで課題解決に繋がった事例もあります。

そうだんしえんたいせい 3 相談支援体制について

そうだんしゃ ひがしほけんふくし い か らいしよ
相談者が東保健福祉センター（以下「センター」という。）へ来所や
でんわ ばあい ほけんし ししよくいん たいおう おこな そうだん
電話をした場合、まずは、保健師（市職員）が対応を行っています。相談
ないよう せんもんてき くわ せつめい ひつよう ばあい たと しょうがいふくし
内容が専門的でより詳しい説明が必要な場合、例えば障害福祉サービス
くわ し そうだん きんむ
について詳しく知りたいといった相談があったときは、センターで勤務して
しょうがいしゃそうだんしえん しよくいん ひ つ たいおう おこな
いる障害者相談支援センターの職員へ引き継ぎ、対応を行っています。

しょうがいしゃそうだんしえん しょうがいしゃ かぞく さまざま そうだん たいおう
※障害者相談支援センターは、障害者やその家族などからの様々な相談に対応
ひつよう じょうほう ていきょう ふくし りようちようせい ちいき せいかつ ひつよう しえん
し、必要な情報の提供や福祉サービスの利用調整など地域の生活に必要な支援
おこな きかん ほんし しな い しょ わ ちいき たんとう
を行う機関です。本市では市内を14か所に分け、それぞれの地域を担当してい
ます。

4 センターの相談件数について

センターへの電話や来所による主な相談内容は、介護など高齢者に関することや子育てに関する相談となっています。

障害者の相談状況ですが、センターに従事している障害者相談支援センターは専用の電話回線を設けており、多くの相談者は、センターの電話番号ではなく、専用電話番号へ電話をしている状況となっております。

なお、センターに従事している障害者相談支援センターの相談対応件数を前年度の同時期（4月～8月）と比べると、同程度の対応件数となっております。

ちくほけんふくし ず 地区保健福祉センターのイメージ図



こ こそだ せだい はたらせだい
子ども・子育て世代・働く世代・

しょうがいしゃ こうれいしゃ ひと
障害者・高齢者、すべての人が

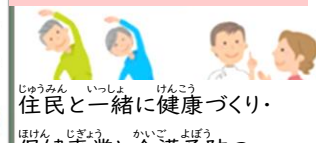
ささ あ あんしん く ちいき
支え合い安心して暮らせる地域へ

そくだんしえん 相談支援



そくせい せだい と
属性や世代を問わない
相談対応

けんこう かいごよぼう 健康づくり・介護予防



じゅうみん いっしょ けんこう
住民と一緒に健康づくり・
保健事業と介護予防の
一体的実施

ちいき 地域づくり



こそだ しえん ちいき みまも
子育て支援・地域の見守り
体制整備

しゃかいさんか 社会参加



しゅうろうしえん いぼしよ
就労支援・居場所づくり・
ボランティア活動

バックアップ

ちくほけんふくし 地区保健福祉センター

しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会

せいかつしえん
生活支援
コーディネーター



しょう
所長

コミュニティソーシャル
ワーカー

しょうがいしゃそくだん
障害者相談
支援センター

ちいきほうかつ
地域包括
支援センター

たしよくしゆ れんけいかいぎ たきかんきょうぎ
多職種での連携会議（多機関協議）

た
その他

しんがた
新型
か
コロナウイルス禍
くふう
における工夫・

た き かん
他機関
じょうほうきょうゆう
への情報共有について

「新型コロナウイルス禍における工夫・他機関への情報共有について」

全体会委員	新型コロナウイルス禍において取組・工夫したこと、 取組・工夫から他機関へ情報共有できること
三浦 欣子(市民委員)	特別なことはしていませんでしたが、家族に妊婦がいましたので消毒等には気遣いをしました。いろいろな活動の中で面会、研修がZoomとなり新しい取り組みの利便の良さも感じました。 最近では某病院の面会が可能となりましたが、新型コロナワクチン接種(2回)の記録提示が必要となりました。 今後、対面の会議等では必要となるのではと感じています。
辻 千津子(当事者委員)	マスク、うがい、手の消毒位しか対応していませんが、幸いにも感染せずに過ごしています。 グループホームでの仕事やボランティアも変わらず出来ています。 職場では簡易の検査キットで検査をしました。同じく職場で携帯の消毒剤をいただいていたりにしています。 高齢の母がいるので注意したいです。母も私もコロナのワクチン接種を2回受けました。
山内 一寛(大阪府茨木保健所)	障がい者が陽性となった場合、1人で宿泊施設での療養が困難(バリアフリーでの対応不可、ホテル内での介助者不在、外出禁止を守れるか、精神的に宿泊に耐えられるか等)で自宅療養にならざるを得ないケースが多かった。今後、単身者、同居家族の状況に応じて市の障害福祉課とサービスを検討したり、訪問医療看護の利用等、市や関係機関と連携して取組むケースが出てくる可能性がある。 災害時には茨木市内で暮らす自宅療養者の情報を市と共有し、必要な支援を相談していきたい。
天野 ちさと(大阪府立茨木支援学校)	・感染状況に応じた大阪府や大阪府教育庁のマニュアルの改定やその都度の指示事項に則り、校内のマニュアルの見直しや改定を行い、教職員へ周知・定着をはかった。 ・親転任者へは、年度初めの新転任者研修において、児童生徒が登校するまでにマニュアルを周知し、スムーズに1学期をスタートすることができた。 ・国や府の指針に基づき、学校として、学校医と相談の上、大阪モデルステージ別に、教室等の活動場所に応じた人数や活動内容、道具の共有、給食・歯磨き、校外活動についての、活動のレベル・基準を決めた。(「大阪モデルステージ別本校の教育活動について」)ステージごとに活動可能な範囲が明確になり、感染症対策を行いながら教育活動を行うことができた。指針が変更された場合は、内容を更新した。
芝野 紀夫(茨木公共職業安定所)	・ハローワークでは、アルコール消毒液の設置、職員に対する手洗いや咳エチケットの徹底などの対策を講じ、職員及び来庁者の方への感染拡大防止に努めています。 ・また、窓口においても感染拡大防止の観点から利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能となっていますので、積極的な活用をお願いいたします。
熊谷 達也 (茨木・摂津障害者就業・生活支援センター)	・業務の特性として対面での支援が中心となるので、緊急性のある場合は対面支援を継続していました。 ・面談室の大きさと利用人数の上限を決めて机にはアクリル板を設置しソーシャルディスタンスを保って面談を実施していました。 ・来所者には全員記名してもらって検温とアルコール消毒をしてもらっています。 ・感染予防を徹底し、結果として利用者、職員の感染は出ていません。

「新型コロナウイルス禍における工夫・他機関への情報共有について」

全体会委員	新型コロナウイルス禍において取組・工夫したこと、 取組・工夫から他機関へ情報共有できること
<p>藤岡 有美子 特定非営利活動法人自立生活センターほくせつ24</p>	<p>計画相談支援の業務にあたっては、これまでのコロナ禍での対応と同様、基本的な感染対策に加え、訪問や会議の代わりに電話やオンライン・FAXなどを利用し、行ってきました。 なかなか直接お会いできなかつたり、事業所に伺っても遠巻きに見せてもらうような状況が続きました。長期間ご本人との直接のコミュニケーションが取りにくい状態に不安を感じました。10月に宣言が明けてからは、少しずつもとに戻ってきているように思います。 また、当事者の方が濃厚接触者となった場合の生活支援について、介護派遣事業所によって対応がまちまちで、PCR検査で陰性が判れば派遣可能、1週間程度健康観察後に派遣可能、自宅待機期間は派遣が難しいところ、がありました。 感染状況がひっ迫していた時期、保健所の判断を待つ検査をするまでの時間がもどかしかったこともあり、スマホ検査センターの対象が利用者にも拡充されたことで、検査の利便性はあがるのではないかと期待しています。</p>
<p>山口 義之 (合同会社グッドサン タクト相談支援センター)</p>	<p>対面での面談が不安または困難な利用者や家族に対して、電話やリモートでのモニタリングに対応。また担当者会議においても、書面やリモートでの開催に対応。それに伴い社員のリモートワークも導入。不要不急でない訪問にあたっては、フェイスシールドの着用、訪問前後の手指消毒の実施などの感染対策を徹底。また利用者等が安心できるよう、事業所においてそのような感染対策を実施していることについての発信(LINEオフィシャルアカウントやFacebookページ等で)。抗原検査キットの確保など。 今後は感染対策や業務効率化のためにも、ICT等の活用スキルはますます求められてくると思います。地域でも福祉職員対象のICT研修等を実施していければ良いのではと思います。</p>
<p>遠藤 準司 (茨木市障害福祉サービス事業所連絡会 居宅介護部会)</p>	<p>事業所単位ではコロナ禍以前よりクラウド型のグループウェアを導入しており、事業所内外において情報共有や連絡が可能となる体制を構築していた。 特に第5波の局面ではなるべく事業所内に人が滞留しないようにしていたので上記の取組が役立った。 また茨木市障害福祉サービス事業所連絡会では、令和2年度より、月に一度行っている定例会をフルリモートに切り替えコロナ禍でも継続出来ている。特に利用者や従業員が濃厚接触者・陽性者になるなどした事業所からの情報発信やその対応については事業所連絡会の役員間で共有しているSNSを活用し迅速かつ物心両面で事業所支援が可能になった。さらに会員事業所向けに毎年研修会を主催しているが、こちらについても今年度より、リモートと対面のハイブリット方式により実施しており、コロナ禍であっても事業が停滞しない取組・工夫を行っている。</p>

さんこうしりょう
参考資料

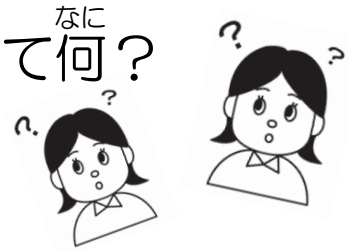
いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
茨木市障害者地域自立支援協議会
がいよう
の概要について

(1) いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい なに
茨木市障害者地域自立支援協議会って何？

(2) いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい こうせいず
茨木市障害者地域自立支援協議会の構成図

(3) じりつしえんきょうぎかいかくきかん やくわり
自立支援協議会各機関の役割について

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい 茨木市障害者地域自立支援協議会って何？



ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会とは？

しょうがい ひと ひと とも みと あ ちいき もくてき
障害のある人もない人も共に認め合い、ささえあう地域づくりを目的としています。

ちいき もんだい じょうほう こうかん しょうがい も ひと しえん きかん
地域の問題や情報を交換したり、障害を持った人を支援するいろいろな機関と

つな ちいき しげん かのうせい ちいきぜんたい
のつながりを作ったりすることで、地域のあらゆる資源や可能性をつなぎ、地域全体で

ささ しく つく ば うんえい
支える仕組みを作る場として運営されるものです。

いばらきし と く 茨木市での取り組みについて

いばらきし へいせい ねん がつ ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち いりょう
茨木市では平成20年11月に地域自立支援協議会が設置されました。医療・

ふくし きょういく ろうどう さまざま ぶんや かた いいん さんか こべつ しえん
福祉・教育・労働などの様々な分野の方が委員として参加しています。個別の支援

なか み だ ちいき もんだい きょうゆう かいけつ む ちいき
やつながりの中から見つけ出す地域の問題を共有し、解決に向けて地域のみんなが

きょうりょく と く
協力して取り組んでいます。



じむきょく おも うんえい
事務局（主な運営） いばらきし みんかん そうだんしえんじぎょうしょ きょうりょく にな
茨木市と民間の相談支援事業所が協力して担っています。

こうせいめ ん ぱ - いばらきししょうがいふくしか いばらきしそだんしえんか いばらきしこだ しえんか なのはな
構成メンバー：茨木市障害福祉課、茨木市相談支援課、茨木市子育て支援課、菜の花

しょうがいしゃそだんしえんせんたー じりつしえんせんたー けいとくかいしょう しゃ
障害者相談支援センター、いばらき自立支援センターぽぽんがぽん、慶徳会障がい者

そだんしえんせんたー そうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえんせんたー そうだんしえん
相談支援センター、相談支援事業所あゆむ、相談支援センター「とんぼ」、相談支援

せんたー あい・あい、そだんしえんせんたーリーベ、そだんしえんせんたー 「りあん」、そだんしえん
センターあい・あい、相談支援センターリーベ、相談支援センター「りあん」、相談支援

せんたー あいのりょういくえん そうだんしえんせんたー ひまわり、そだんしえんじぎょうしょ
センター藍野療育園、相談支援センターひまわり、相談支援事業所ゆうあい



サービス、社会資源の開発

ネットワーク作り

地域課題の抽出、解決

情報発信・啓発



茨木市障害者地域自立支援協議会

全体会

年に2回程度、開催します。
協議会のすべての会議で話し合われた中身について確認するとともに、協議会全体として取り組みの方向性を決定します。

定例会

2か月に1回開催し、福祉だけでなく、就労や教育、保健など広い分野のメンバーが集まります。地域の情報や課題を共有し、具体的に話し合うとともに、各部会などの取り組みに対して意見やアドバイスをします。

事務局会議

月に1回開催します。協議会の中で話し合われている課題を確認し、必要に応じてほかの会議でも話し合ってもらうなど、協議会全体の整理や調整の役目をします。

専門部会

課題別に集まって、その解決に向けて話し合いをより深めます。

- 相談支援部会
- 当事者部会
- 就労支援部会
- 地域移行・地域定着部会

プロジェクトチーム (PT)

課題解決やネットワークづくりに向けて一定期間、話し合いをします。原則として、目的が達成されれば解散します。

- 研修・啓発 PT
- 子ども支援 PT
- 障害者避難所 PT

ワーキンググループ

課題解決につながる作業を短期的、集中的に行います。

つくろうサービス

協議会内で出てきた課題を解決するために、新しい仕組みやルールを考えます。

ニーズ・課題

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

自立支援協議会各機関の役割について

自立支援協議会・・・現場等における地域課題やニーズを拾い上げ、その課題等に対して協議会として課題解決に向けて取り組んでいく。
 (※団体や機関等に対して要望を行っていく場ではない。)

機関等	役割
<p>全体会 【報告・承認・軌道修正・最終確認】</p>	<p>原則として、定例会までで十分に議論された案件の報告・承認等を行うことが主な機能。 市民や障害当事者の新しい視点からの意見を参考にすることは大きな目的のひとつではあるが、議題について1から議論するというようなことは想定外。</p>
<p>定例会 【協議・決定】</p>	<p>※協議会活動をチェックするメインの機関 参加機関はそれぞれの専門性を生かした意見だけでなく、専門外の分野の取り組みに関しても、「第三者」的視点から質問や意見をし、各部会の活動に対するエビデンス（根拠）の確認及びチェック機能を果たす。部会を束ねる役割を担い、各部会の活動内容の転換を求めたり、議論を差し戻し、また、協議会として取り組むべき地域課題であるかの判断や部会でやるのか、ワーキンググループ、プロジェクトチーム等を作るのかの決定等も含む。</p>
<p>事務局会議 【議題や課題等の調整・整理・運営】</p>	<p>各部会等から挙げた案件を確認し、定例会や全体会の議論のポイント整理など、スムーズな会議運営のための正に「事務局」機能を果たす。定例会の議論の割り振りや、いずれかの部会での議論に付すよう努める。</p>
<p>部会・プロジェクトチーム等 【課題解決の実働部隊】</p>	<p>※協議会の具体的活動の中心 課題毎の部会で課題解決に向けた議論や取り組みを実施。 年間の取り組み目標を明確にし、それに伴う活動計画を立案する。原則として2か月に1度の定例会では活動の進捗等を報告し、定例会参加者からの意見や助言を聞く。 また、自立支援協議会の本旨に立ち返り、支援者の課題だけでなく本人・家族の課題を吸い上げ、意識することを目指す。</p>
<p>ワーキンググループ 【課題整理等の作業を行う】</p>	<p>一つの課題解決に向けて、課題整理等の作業が必要になれば設置。所定の作業のみを行う場で課題整理が終われば解散。</p>